

事務連絡
令和2年12月14日

都道府県
各 指定都市 介護保険担当主管部（局） 御中
中核市

厚生労働省老健局高齢者支援課
認知症施策・地域介護推進課
老人保健課

介護保険サービス従事者向けの感染対策に関する研修について（その3）

新型コロナウイルス感染症への対応につきまして、多大なご尽力をいただいておりますこと感謝申し上げます。

介護保険サービスの提供に当たっては、これまで「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について（その2）（一部改正）」（令和2年10月15日厚生労働省健康局結核感染症課ほか連名事務連絡）等において、感染拡大防止に向けた留意点等をお示ししているところです。また、「介護保険サービス従事者向けの感染対策に関する研修について」（令和2年11月9日厚生労働省老健局高齢者支援課ほか連名事務連絡）等において、介護保険サービスに従事する職員がサービスを提供する際に留意すべき感染防止策について、研修教材の一部を公開したところです。

今般、管理者・感染対策教育担当者向け教材を公開いたしました。併せて、介護保険サービスに従事する職員が感染防止策を実施できるよう、別添のとおり感染症の専門家による実地での研修を行うことといたしました。

つきましては、管内の関係団体及び介護事業所等に対して周知をお願いするとともに、都道府県におかれましては、管内市区町村に対する周知をお願いいたします。

記

1. 研修概要

- 目的：介護保険サービスに従事する職員が標準感染予防策と感染発生時の備えを理解し実施できる。
- 対象：介護職員等及び感染管理を教育する立場にある管理者や感染管理対策委員会等（以下、管理者・感染対策教育担当者）の者

○プログラム構成

上記事務連絡のほか、「訪問介護職員のためのそうだったのか！感染対策」等、サービス類型別に実際のケアの場面での対策について動画によりお示しした内容も含まれており、感染症の基礎から感染発生時の対応まで幅広く学ぶことができる内容

①職員向け

- ・介護サービス提供の場で行う感染対策 【11月9日公開】
- ・標準予防策と感染経路別予防策 【11月9日公開】
- ・感染拡大防止のための職員の健康管理 【11月9日公開】
- ・生活の場における高齢者の健康管理 【12月2日公開】
- ・介護サービスを提供する際の衛生管理 【12月2日公開】
- ・手洗い、個人防護具の適切な使用 【12月2日公開】
- ・感染予防策を踏まえた介護・看護ケア（平常時・感染症流行時）【12月2日公開】
- ・感染症発生時の対応（濃厚接触者・陽性者発生時を含む） 【12月2日公開】
- ・家族等への支援 【12月2日公開】
- ・感染症による死亡への備え 【12月2日公開】

②管理者・感染対策教育担当者向け

上記①に加えて、以下のプログラム

- ・生活を支えるための感染対策 【本日公開】
- ・感染対策マニュアルの見直しによる感染管理体制の改善 【本日公開】
- ・感染予防に取り組む職員のメンタルヘルス 【本日公開】
- ・感染症発生時の対応 【本日公開】
- ・実技・演習の進め方 【本日公開】

2. 利用方法

以下のサイトよりアクセスしてください。

①職員向け：<https://training.kaigo-kansentaisaku.net/>

②管理者・感染対策教育担当者向け：

https://deli3.study.jp/rpv/external/user_regist.aspx?publish_key=FhegSpYR

※既に登録がお済みの方は以下からログインしてください。

<https://deli3.study.jp/rpv/?code=KT>

操作方法の詳細は別添1及び2を参照

3. 実地での研修について

別添3を参照

4. 備考

上記研修サイト内において、研修を受講した方へ向けたアンケートを実施しておりますので、今後の研修充実等のためにご協力をお願いします。

以上

(問合せ先)

○ 本事務連絡について

厚生労働省老健局老人保健課、高齢者支援課

TEL：03-5253-1111（内線3991、3972）

○ 研修教材、研修サイトについて

感染症対策力向上のための研修教材配信サイト事務局

メールアドレス：kaigo-kansen-kanri@ml.mri.co.jp

※ お問い合わせは、メールにてお願いいたします。

なお、電話でのご相談の場合は、上記メールアドレスに、電話がほしい旨と、連絡先となる電話番号をご記載ください。事務局から折り返しお電話します。

○ 感染症対策のための実地での研修事務局

メールアドレス：kansen-jichi-kenshu@ml.mri.co.jp

※ お問い合わせは、メールにてお願いいたします。

なお、電話でのご相談の場合は、上記メールアドレスに、電話がほしい旨と、連絡先となる電話番号をご記載ください。事務局から折り返しお電話します。